

(介護予防)通所リハビリテーション重要事項説明書

(2024年6月1日 以降)

(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要(介護保険事業を行う法人全体のご説明)

事業者の名称	医療法人社団三友会いしかわ内科
主たる事務所の所在地	宮崎県宮崎市神宮西1丁目49番地1
代表者名	石川智信
電話番号	0985-32-2234

[法人施設・事業]

介護保険事業	健幸くらぶ万智、祇園デイサービス
医療保険事業	いしかわ内科
その他事業	なし

2. 事業所の概要

事業所の名称	いしかわ内科 通所リハビリテーション
指定番号	4570100380
所在地	〒880-0033 宮崎県宮崎市神宮西1丁目49番地1
電話番号	0985-20-6756
建物及び居室	食堂兼デイルーム106㎡、リハビリ室100㎡、家庭用浴槽<1人用>
サービスを提供する地域	宮崎市内にお住まいの方※市内以外の方でもご相談下さい。

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援・要介護状態となったご利用者に対し、運動機能の向上の理学療法・作業療法・言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、精神的・身体的機能の維持・改善を図る。また、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るようにリハビリテーションを行い日常生活の向上を目指すとともに、社会活動等への参加を積極的に支援していく。
運営の方針	利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。地域との結びつきを重視し、市町村、居宅支援事業所、他の居宅サービス事業所その他保健福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

4. 利用定員

(介護予防)通所リハビリテーションの利用定員は、35名と定めています。

5. 事業所の職員体制

(介護予防)通所リハビリテーションの従業者の職種及び員数は次の通りとなり、必要職については法令の定める通りです。

職 種	人 員
医師	1名
理学療法士	2名以上
作業療法士	1名以上
言語聴覚士	1名以上
看護師	2名以上
介護福祉士	9名以上
管理栄養士	1名以上

6. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日	休業日	日・祭日 (他に12月30日～1月3日は休み)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分		

7. 対象者

介護保険被保険者証をお持ちで、要支援1・2、要介護1～5に認定された方

8. 利用料: 総単位数×1割(または2割・3割:「各利用者の負担割合を乗じた額」) = 自己負担額

※介護保険料の滞納により保険給付制限の措置や負担割合の変更などがある場合がございますのでご注意ください。

① -1: 要支援1・2の場合の介護保険該当利用料 /1月につき

介護度	単 位	利用料金(1割負担)	利用料金(2割負担)	利用料金(3割負担)
要支援1	2,268単位	約 2,268円	約 4,536円	約 6,804円
要支援2	4,228単位	約 4,228円	約 8,456円	約 12,684円

② -1: 要支援1・2の場合の減算について /1月につき

1. 利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行う場合の減算
3か月に1回以上、リハビリテーション会議を開催することで要件を満たす。

要件を満たした場合 減算なし

要件を満たさない場合 要支援1 120単位/月 減算、要支援2 240単位/月 減算

加算項目	単位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
生活行為向上リハビリテーション実施加算	562単位	約562円	約1,124円	約1,686円
栄養改善加算	200単位	約200円	約400円	約600円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位	約20円	約40円	約60円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位	約5円	約10円	約15円
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位	約150円	約300円	約450円
口腔機能向上加算(Ⅱ)	155単位	約155円	約310円	約465円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援1	88単位	約88円	約176円	約264円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 要支援2	176単位	約176円	約352円	約528円
介護職員処遇改善加算V(Ⅰ)	総単位数の8.6%			

(ア) -2: 要介護1~5の場合の介護保険該当利用料 / 1日につき

介護度	1時間 ~ 2時間 コース			
	単位	利用料金(1割負担)	利用料金(2割負担)	利用料金(3割負担)
1	369単位	約366円	約738円	約1,107円
2	398単位	約398円	約796円	約1,194円
3	429単位	約429円	約858円	約1,287円
4	458単位	約458円	約916円	約1,374円
5	491単位	約491円	約982円	約1,473円
リハ体制加算	0単位	約0円	約0円	約0円

介護度	2時間 ~ 3時間 コース			
	単位	利用料金(1割負担)	利用料金(2割負担)	利用料金(3割負担)
1	383単位	約383円	約766円	約1,149円
2	439単位	約439円	約878円	約1,317円
3	498単位	約498円	約996円	約1,494円
4	555単位	約555円	約1,110円	約1,665円
5	612単位	約612円	約1,224円	約1,836円
リハ体制加算	0単位	約0円	約0円	約0円

介護度	3時間 ~ 4時間 コース			
	単 位	利用料金(1割負担)	利用料金(2割負担)	利用料金(3割負担)
1	486単位	約 486円	約 972円	約 1,458円
2	565単位	約 565円	約 1,130円	約 1,695円
3	643単位	約 643円	約 1,286円	約 1,929円
4	743単位	約 743円	約 1,486円	約 2,229円
5	842単位	約 842円	約 1,684円	約 2,526円
リハ体制加算	12単位	約 12円	約 24円	約 36円

介護度	4時間 ~ 5時間 コース			
	単 位	利用料金(1割負担)	利用料金(2割負担)	利用料金(3割負担)
1	553単位	約 553円	約 1,106円	約 1,659円
2	642単位	約 642円	約 1,284円	約 1,926円
3	730単位	約 730円	約 1,460円	約 2,190円
4	844単位	約 844円	約 1,688円	約 2,532円
5	957単位	約 957円	約 1,914円	約 2,871円
リハ体制加算	16単位	約 16円	約 32円	約 48円

介護度	5時間 ~ 6時間 コース			
	単 位	利用料金(1割負担)	利用料金(2割負担)	利用料金(3割負担)
1	622単位	約 622円	約 1,244円	約 1,866円
2	738単位	約 738円	約 1,476円	約 2,214円
3	852単位	約 852円	約 1,704円	約 2,556円
4	987単位	約 987円	約 1,974円	約 2,961円
5	1120単位	約 1,120円	約 2,240円	約 3,360円
リハ体制加算	20単位	約 20円	約 40円	約 60円

介護度	6時間 ~ 7時間 コース			
	単 位	利用料金(1割負担)	利用料金(2割負担)	利用料金(3割負担)
1	715単位	約 715円	約 1,430円	約 2,145円
2	850単位	約 850円	約 1,700円	約 2,550円
3	981単位	約 981円	約 1,962円	約 2,943円
4	1,137単位	約 1,137円	約 2,274円	約 3,411円
5	1,290単位	約 1,290円	約 2,580円	約 3,870円
リハ体制加算	24単位	約 24円	約 48円	約 72円

介護度	7時間 ~ 8時間 コース			
	単 位	利用料金(1割負担)	利用料金(2割負担)	利用料金(3割負担)
1	762単位	約 762円	約 1,524円	約 2,286円
2	903単位	約 903円	約 1,806円	約 2,709円
3	1,046単位	約 1,046円	約 2,092円	約 3,138円
4	1,215単位	約 1,215円	約 2,430円	約 3,645円
5	1,379単位	約 1,379円	約 2,758円	約 4,137円
リハ体制加算	28単位	約 28円	約 56円	約 84円

加算項目	単 位	利用料金 (1割負担)	利用料金 (2割負担)	利用料金 (3割負担)
リハビリテーションマネジメント加算21 ロ-1 (開始から6ヶ月以内) (1月に1回)	593単位	約 593円	約 1,186円	約 1,779円
リハビリテーションマネジメント加算22 ロ-2 (開始から6ヶ月超) (1月に1回)	273単位	約 273円	約 546円	約 819円
リハビリテーションマネジメント加算31 ハ-1 (開始から6ヶ月以内) (1月に1回)	793単位	約 1,586円	約 1,186円	約 2,379円
リハビリテーションマネジメント加算32 ハ-2 (開始から6ヶ月超) (1月に1回)	473単位	約 473円	約 946円	約 1,419円
事業所の医師が利用者等に説明し、 利用者の同意を得た場合	270単位	約 270円	約 540円	約 810円
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110単位	約 110円	約 220円	約 330円
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (開始から6ヶ月以内) (1月に1回)	1,250単位	約 1,250円	約 2,500円	約 3,750円
栄養改善加算 (1月に2回まで)	200単位	約 200円	約 400円	約 600円
口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (6月につき1回を限度)	20単位	約 20円	約 40円	約 60円
口腔機能向上加算(I) (1月に2回まで)	150単位	約 150円	約 300円	約 450円
口腔機能向上加算(II) (1月に2回まで)	155単位	約 155円	約 310円	約 465円
入浴介助加算 (I)	40単位	約 40円	約 80円	約 120円
入浴介助加算 (II)	60単位	約 60円	約 120円	約 180円
重度療養管理加算 (1日につき)	100単位	約 100円	約 200円	約 400円
中重度者ケア体制加算 (1日につき)	20単位	約 20円	約 40円	約 60円
サービス提供体制強化加算(I)	22単位	約 22円	約 44円	約 66円
介護職員等特定処遇改善加算V(I)	合計金額の8.6%			

延長サービス加算 (8時間以上9時間未満)	50単位	約 50円	約 100円	約 150円
延長サービス加算 (9時間以上10時間未満)	100単位	約 100円	約 200円	約 300円
延長サービス加算 (10時間以上11時間未満)	150単位	約 150円	約 300円	約 450円
送迎減算 (事業所が送迎を行わない場合、片道につき)	-47単位	約-47円	約-94円	約-141円

※提供サービスの介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

- ② 食事代(食材料費・調理コスト代) 650円(介護保険適応外)

※当日の朝9時までにキャンセルのお電話がない場合にも請求させていただきます

- ③ キャンセル料

キャンセル料として特に徴収しませんが、利用の日に休む場合には出来るだけ前日までに(遅くとも当日の朝8時30分までに)ご連絡頂きます様お願いいたします。

- ④ その他(保険外利用分)レクリエーション材料費、行事費はお知らせした上で、別途いただくことがあります。施設所有の消耗品を利用した場合には自己負担になります。

- ⑤ 支払方法

毎月、20日頃までに前月分の請求をいたしますので、その後翌月20日までにお支払い下さい。口座自動引き落としの場合には毎月25日に前月分が引き落とされます。

9. (介護予防)通所リハビリテーションサービス

- ① 当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業者が、診療又は運動機能検査等をもとに、共同して利用者の心身の状況、御希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- ② この通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。
- ③ このサービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ④ サービスの提供は、懇切丁寧にいき、分かりやすいように説明します。
- ⑤ サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。
- ⑥ 当事業所では、個別リハビリテーションを行う際には、担当の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が話し合いリハビリテーション実施計画を作成します。
- ⑦ このリハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画および通所リハビリテーション計画に沿って作成するものとします。

10. サービスの利用方法

〈1〉サービスの利用開始

まずはお電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。通所リハビリテーション計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合には、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

〈2〉診療情報提供書の依頼について

(介護予防)通所リハビリテーション事業所の医師が、(介護予防)通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行う必要性があります。通所リハビリテーション事業所の医師が必要と判断した際には1年に数回かかりつけの医師に対して診療情報提供書の依頼を行う場合がございます。その際は事前にお伝えさせていただきます。また、かかりつけ医師が診療情報提供書を作成する際、ご利用者様に自己負担が発生する場合がございますので、詳しくはかかりつけの医師にご相談ください。

〈3〉テレビ電話装置等の利用について

(介護予防)通所リハビリテーションを利用中、または担当者会議、リハビリテーション会議等においてテレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を活用して行う場合がございます。

〈4〉サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、要支援状態及び非該当(自立)と認定された場合。
- ・ご利用者がお亡くなりになられた場合。

11. 非常災害対策

① 施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づく消

防火き、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- ② 防火管理者には、事業所管理者とは別に定めます。
- ③ 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- ④ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- ⑤ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ⑥ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行します。
- ⑦ 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - (ア) 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年1回以上
 - (イ) 利用者を含めた総合避難訓練-年1回以上
 - (ウ) 非常災害用設備の使用方法の徹底-随時
- ⑧ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

12. 事故発生時の対応

(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに医療機関への受診等の必要な措置を講じ、保証人等のご家族へ連絡をします。また必要に応じ、その他の医療機関等への受診を行う場合もあります。事故についての検証は『事故発生の防止のための検討委員会』を行い、経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ防止に向けた対応を行います。また、利用者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13. 施設の利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・喫煙について、全館禁煙とします。
- ・火気の取扱いについて、ライター・マッチ等は持ち込み禁止とします。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします。
- ・金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とする。その他は原則として利用者管理とし、施設での管理は行いません。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止です。
- ・差し入れについて、食べ物・飲み物何れも原則として禁止です。
- ・サービス利用中に事業所職員の許可なく写真や動画撮影、録音等を無断で行ったり、SNS等に掲載することを禁止とします。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

- ・実施なし

15. 身体拘束・高齢者虐待

- ・身体拘束・虐待防止の為の指針を整備しています。
- ・身体拘束・虐待防止の為の対策を検討する定例会議及び緊急時の臨時会議を開催します。
- ・従業者に対し、身体拘束・虐待の防止の為の研修を定期的に(年2回以上)実施します。
- ・上記に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を決めております。

16. 感染症予防及びまん延防止

- ・感染症予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ・定例会議及び緊急時の臨時会議を開催(6ヵ月1回)します。尚、BCP委員会に付随し開催予定とします。
- ・従業者に対し、感染対策に関する研修を定期的に(年2回以上)実施します。
- ・上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を決めております。

17. 秘密の保持と個人情報の保護

(1)ご利用者及びその家族等に対する秘密の保持について管理者及びその従業員は、ご利用者及びその家族等から、サービス提供をする上で知り得たご利用者またはその家族等に関する秘密(個人を特定する情報を含むものをいいます。)を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、利用終了後および職員の離職後も継続します。ただし、下記の事項については、ご利用者およびその家族等から、あらかじめ文書により同意を得た上で、情報提供を行うことがあります。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上の為の学会、研究会等での事例研究発表等この場合、利用者及びその家族等の個人を特定できないように仮名等を使用する事を厳守します。

(2)個人情報の保護について

- ① 管理者及びその従業員は、ご利用者(又はその代理人)又はその家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者又は家族等の個人情報を用いませぬ。

18. その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払う様に催告したにも関わらず5日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書で通知することにより、即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

19. 苦情相談窓口

当事業所ご利用苦情相談窓口	担当:野崎 隆司 電話:0985-20-6756
事業所以外の相談・苦情窓口	宮崎市介護保険課 電話:0985-21-1777
事業所以外の相談・苦情窓口	宮崎県国民健康保険団体連合会 電話:0985-25-4901

20.重要事項説明書について

この重要事項説明書は、説明と同意の確認のために2通作成し、利用者と事業者が各々署名押印して1通ずつ保有します。利用期間中はいつでも確認できるところでの保管をお願いいたします。(なお、署名押印は契約書に一括して行います。)